

黒船来航と相州

——江戸湾封鎖対策を中心に——

奥田晴樹

はじめに

欧米諸国の艦船が日本近海に頻々と出没し、この「異国船渡来」への対策が幕政の緊要課題として浮上してくるのにもなつて、識者の間で危惧された問題は異国船による江戸湾封鎖である(1)。

江戸湾が封鎖された場合、江戸市中が必要とする生活物資などの供給に重大な支障を生じ、前門の外患に加え、後門の内憂を惹起することが恐れられていたのである。物価騰貴や物資不足をまねき、市中の社会生活を困難にして、幕府と幕臣、在府諸大名の財政を直撃し、幕府の軍事的基盤を解体させる一方、参勤交代制度の維持も難しくする上、市民の打ちこわし騒動さえ惹き起こしかねないというわけである。

水野忠邦幕閣がすすめた印旛沼の干拓事業の目的にその対策として意味もあつたことは、松本清張が天保改革を扱った歴史小説「天保凶録」の中でいち早く指摘していたが(2)、その歴史学的解明は藤田覚によつてなされた(3)。それは、江戸湾口を通過しない物資輸送のバイパスとしての運河の開削計画であつた。この計画の挫折は、天保改革挫折の一因となつたにとどまらず、弘化・嘉永期における幕府の海防政策の決定にとつても重要な規定的契機の一つとなつていたと考えられる。

ペリー艦隊の来航という土壇場で、この問題が再浮上している。ここでは、相州(三浦半島)を舞台にした、その経緯を確認し、その歴史的意義を検討してみたい(4)。

一 江戸湾封鎖時の物資輸送計画

阿部正弘幕閣がペリーから受理した大統領国書の翻訳文(和解)を提示して対策を諸大名以下に諮問した際、相州海防の任にあつた彦根藩主井伊掃部頭直弼は、嘉永六(一八五三)年八月一〇日付で幕府に答申を上書し(5)、ついで同年八月二九日付に、再び上書している(6)。

前者では、「兎角寄付候而者始終争論多く、且第一被為防天主之邪教候而、閉洋之御法被為立置候 神謀遠慮、万世利潤之為にも不可変候儀と奉恐察候(7)」と「閉洋之御法」の堅持を主張していた。しかし、後者では、一転して「祖宗閉洋之御法ニハ候得共、支那和蘭之橋者かりハ残し被置候、今此橋を幸ひニ、外国之御処置可有之事、暫く兵端を不開、年月を経て必勝万全を得る之術計ニ出可申哉(8)」とし、その一時的放棄の権道を説いている。

両者の関係について、吉田常吉は前者を後者への「アプローチ」だとの理解を示している(9)。その根拠は、前者の本文末尾に登場する海外雄飛論で、それが後者で論旨の機軸となつて展開されているところに注目して、両者の論理的な連続性をそこに見出だそうとしているのである。

たしかに、前者の本文末尾にはこうある(10)。

猶末々之見込和漢之時勢を篤と相考候得者、 皇国海中ニ独立し、外国ニ氣を被吞、籠城退縮之姿ニ成行候而者、往々可憂場ニ至り可申歟、海外ニ勇威を振ひ、蛮夷危疑之懼を抱き候御処置可有之奉存候

幕閣に「閉洋之御法」の堅持を説く一方で、「皇国」を「籠城退縮之姿」にせず、海外雄飛をはかる方向での評議を期待している。

そして、後者では、冒頭で「閉洋鎖国之御法」の成立経緯に触

れ、それ以前に朱印船が存在した事実を指摘し、長崎貿易の拡大という権道でアメリカの要求に対処するだけにとどめず、「交易之儀ハ国禁なれと、時世ニ古今の差あり、有無相通するハ天地之道也」とした上で、「寛永以上之御朱印船を復古し」て「表ニ商船を申立、内実ハ専ら海軍之訓練を心得、追々船数を増而習熟し、日本人自在ニ大洋を乗廻」すようにせよと説いている(11)。

なるほど、前者の海外雄飛論が後者でより具体的に展開されており、両者の間に論理的な連続性を見出だそうとする吉田の立場は、十分な論拠をもつものとして首肯されよう。

この海外雄飛論は、彼此の戦力格差についての、次のような認識と表裏の関係にある(12)。

抑慶長十四年、五百石以上之兵船廢毀以来、皇国沿海大砲ヲ以外寇ニ可敵對之軍艦無之、唯之ニも八丈島大島其外独立之島々足掛りニ乗取候時ハ、其儘ニ難差置く候得共、兵艦なくてハ、追討之術計何分無心許奉存候

外寇に備える軍艦を欠如しているとの認識から、海軍建設を兼ねた海外雄飛論が出てくるわけである。

かく見てくると、前者における「閉洋之御法」堅持の主張も、幕閣の評議によって退けられることを期待し、またそうなるような仕掛けをもって組み立てられていると考えたほうがよさそうである。そうした仕掛けの一つは、吉田が指摘する海外雄飛論だが、それだけではなく、前者の末尾に付言の形で提示している、ペリ1艦隊による江戸湾封鎖を想定した、その際の江戸への物資輸送計画である。それは次の通りである(13)。

夷賊相州海へ渡来、廻船を妨候節、西国中国の廻船之荷物者駿州沼津へ陸上致し、豆州三島を甲府海道山中迄、夫々四里計之間道を経て、武州を甲府之海道筋、小原小仏之辺へ出、日野迄参り、夫々玉川筋を川下ケ、世田ヶ谷江陸上、江戸へ運送致候ハ、大凡四十里余ニも相成可申哉、駄馬継立候義随分出来可申哉ニ相聞申候、

但、此山中の忍原小沼之間道を経て、江戸を甲府之海道下谷へ出候方道近く、継立都合も可宜哉、里数之処分明ニ無之候

この輸送経路は、図1に示したように、かなりの高低差をとまなう大迂回路である(14)。そして、輸送に要する人馬の継立が莫大なものになるとの予想を伝聞の形で指摘し、この計画の実現が経費面で困難をかかえていることを示唆している。もつとも、江戸への物資搬入口を自藩の分領である世田谷にしているあたりは、なかなかしたたかではある。

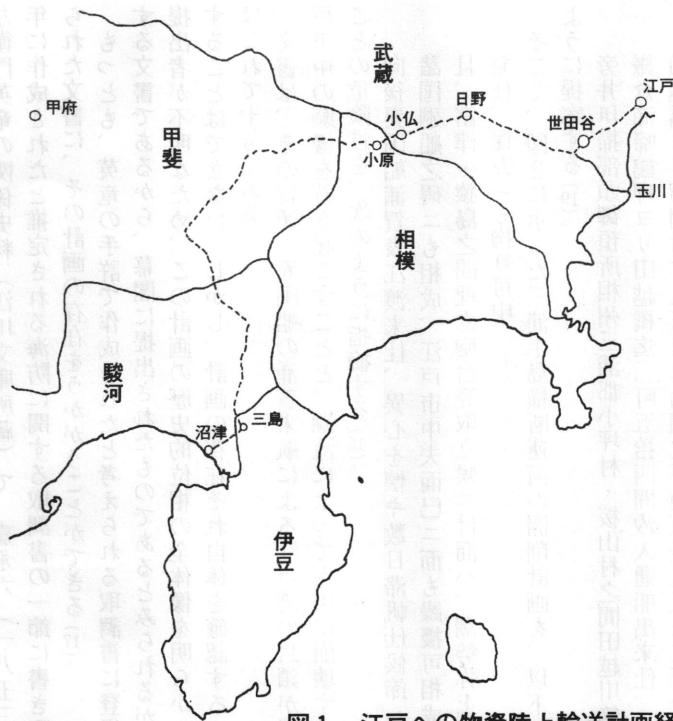


図1 江戸への物資陸上輸送計画経路図

ペリー艦隊の要求を拒絶しようとするれば、ペリー側に開戦の権限ないし意思があったどうか(15)を知り得る状況になかった当時の幕府側では、当然、開戦とそれにもなつて起り得る事態を想定せざるを得ない。直弼は、幕閣に対して、まず、前者で江戸湾封鎖時の物資輸送計画とその実現上の困難さ、ついで、後者で海軍の欠如という戦力上の決定的な不利と、それによるペリー艦隊撃攘の困難さという形で、シユミレーションをしてみせたのである。

この二つのシユミレーションは、軍事面に限つても、「徳川四天王」に数えられる徳川軍団の最精銳と見られてきた上に(16)、川越藩とともに相州海防にあつていた彦根藩主の見解であるだけに、幕閣にとつてそれなりの重みをもつていたと考えられる。また、直弼が、幕閣に大きな政治的影響力をもつ溜問詰諸大名のリーダー的存在であることも、念頭においておかねばなるまい。また、直弼の側に立つてみれば、自説を幕閣に採用させる上で有効と考えたからこそ、これらのシユミレーションを提示したのであろう。

これを要するに、江戸湾封鎖時の物資輸送計画は、開鎖の土壇場にいたつてもなお、あるいは土壇場なればこそ、幕閣における政策決定上の一因子たり得るものだった、と考えて差支えないのではなからうか。

二 三浦半島横断運河開削計画

(一) 運河開削計画

ペリー来航という土壇場での江戸湾封鎖時の物資輸送計画には、直弼の最初の上書にある甲州迂回路とは別に、もう一つのプランがあった。それは、三浦半島を逗子から横須賀まで横断する運河を開削しようという計画である。

幕府の代官で、嘉永六(一八五三)年、ペリー来航に対処すべく、勘定吟味役格に任ぜられ、海防の議に参画していた江川太郎

左衛門英竜の関係史料(江川文庫所蔵)で、嘉永六(一八五三)年に作成されたと推定される海防に関する取調書の一節に書き取られた文書に、その計画の存在をうかがうことができる(17)。

もつとも、英竜の手許で作成されたと考えられる取調書に登場する文書であるから、幕閣に提出されたものであるとみられるが、提出者が不明なため、この計画の歴史的位相の全体像を明らかにすることはできない。しかし、計画の存在それ自体を確認するにはこれで十分である。

文書は、その冒頭、異国船の浦賀来航による江戸湾の封鎖が江戸市中の騷擾を惹き起こすことと、潮流によつて台場が崩壊することの危険性を、次のように指摘する(18)。

向後異国船浦賀表江渡来仕、異心を懐キ数日滞帆仕候節ハ、諸国廻船之碍ニも相成、江戸市中夫而已ニ而も躁擾可相成、且、富津・猿島之間理立砲台等取立候ニ付而ハ、潮勢弥上激発仕、保方ニも拘り可申、

そこで、図2に示した三浦半島横断運河の開削計画を、以下のように提案する(19)。

旁井伊掃部頭御預所相州三浦郡小坪村・桜山村之間田越川筋、鎌倉浦啼鶴岬ヨリ田越橋迄三町五拾四間汐入通船出来仕、右田越橋ヨリ沼間村字八反目迄山間之平地直径凡三十二町十六間余、八反目ヨリ船越坂迄字笹山高低切割平均凡十七町四十八間余、夫ヨリ山間幅十五間ヨリ追々海近三十七間程二相成、浦ノ郷村・田浦村之間江通し居、粗取調候処、格別田畑潰地等も少く、手数モ相掛り不申候間、右場所切割啼鶴岬辺ヨリ端船ニ而江戸表江運漕仕候得ハ、無滞諸品着津も仕、都下躁擾之患も無之、且、内海吞吐之潮勢を緩候為ニも相成、一事両全之義ニも有之可然歟

この運河の開削は、江戸市中の騷擾も台場の崩壊も防げる「一事両全」の措置だ、というわけである。

もつとも、問題がないわけではない。江戸湾に進入する船舶は

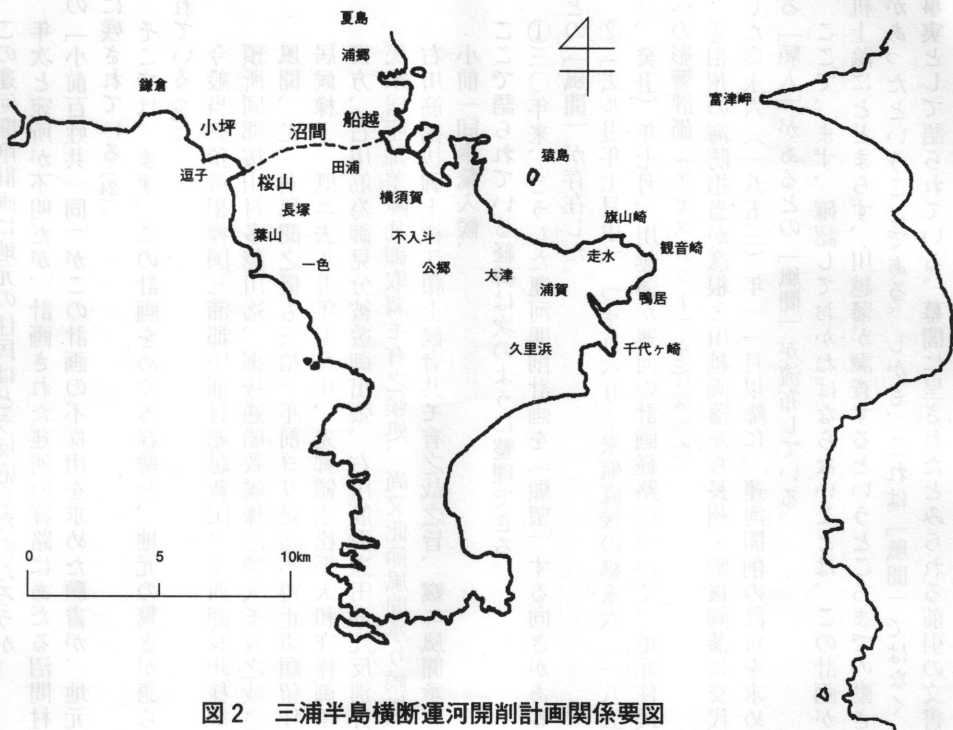


図2 三浦半島横断運河開削計画関係要図

すべて浦賀で積み荷の検査を受けるシステムになっており、運河を開削すると、それが抜け荷のためのパイパスになってしまいうるれがある。そこで、当然、運河のしかるべき場所に浦賀番所の出張所（「出張所」）を設ける必要がある⁽²⁰⁾。

尤、浦賀御番所通船改方之間道二相成候間、可然場所江出番所補理、浦賀奉行組之者出張相改候て、御不取締之義も有之間敷奉存候

さらに、この文書では、房総半島の方にも、富津の東北に位置する人見村から千種新田に抜ける横断運河を開削することも提案している⁽²¹⁾。

且、富津丑寅之方人見村小糸川筋切割、千種新田磯辺江切抜候得ハ、是亦平垣岩石も無之砂地二付、容易御成功ニも相成、弥潮勢相寛め新築保方相助候様仕度、

こちらの方の目的は、もっぱら潮流を弱めることに求められている。

そして、最後はこうまとめている⁽²²⁾。

弥御評決も被為在候ハ、追々取調可申上奉存候

集団での評議を前提とした「御評決」の文言は幕閣に上書を呈する際の常套句であり、また「取調」は調査と計画の両方を含意する文言であるから、この最後の一節は、幕閣の評決が得られれば、より詳細な調査を行ない、本格的な計画を提出する、というように解してよからう。

ところで、どちらの運河にせよ、開削工事の前途をかなり楽観的に描き出していることは、注意しておきたい。印旛沼の排水路を兼ねた運河の開削が技術面で難渋をきわめ、それが工事経費を膨脹させて計画全体を破綻させた経緯に徴して、この楽観的な見通しにはリアリティーがまことに乏しい。当時の幕府の厳しい財政事情⁽²³⁾を持ち出すまでもなく、緊急を要する対策として、この計画を幕閣が採用する可能性はほとんど皆無であったと見てよいし、事実、これは実現していない。

(二) 地元住民の反対

この運河開削計画に地元住民はどう反応したのだろうか。

年次と宛所が不明だが、計画された運河の経路にあたる沼間村の「小前百姓共一同」がこの計画の不採用を求めた願書が、地元に残されている(24)。

そこでは、まず、この計画をめぐる経緯と、地元の驚きが語られている(25)。

今般当御預所相模国三浦郡田浦村船越新田ヨリ西浦長州様御預所同郡桜山村多越川迄、掘抜通船致候様之願人モ有之哉之風聞、尤、右風聞之儀も三拾ヶ年前ヨリ是迄不得止事願望仕居候様子、既ニ去ル丑年七月中、先御領主松平大和守様御重役方、右川筋為御見分被遊御出張、右川筋引通田畑凡反別并民家居屋鋪差障凡御取調モ有之候処、尚又此節風聞承り候処、右川筋掘抜御上様江願上候者共モ有之哉之旨、竊ニ風聞承り小前一同奉驚入候、

ここで語られている経緯は次のように整理できる。

①三〇年来、こうした運河開削計画を「願望」する向きがあるとの「風聞」が存在した。

②「去ル丑年七月中」、つまりペリー来航直後の嘉永六(一八五三、癸丑)年七月、川越藩が運河の計画経路について、地元住民への影響評価(アセスメント)を行なった。

③相州の海防担当が彦根・川越両藩から長州・肥後両藩に交代した嘉永六(一八五三)年一月以降に、運河開削の許可を求め「願人」があるとの「風聞」が流布している。

ここで、まず、確認しておかねばならないことは、この計画が机上論にとどまらず、川越藩が調査するところまでの動きがあったということである。しかも、これは「風聞」ではなく、事実として語られている。幕閣に呈されたとみられる前引の文書の文中には「井伊掃部頭御預所」云々とあり(26)、井伊に敬称が付されていないところから、その提出者が彦根藩と同役の川越藩で

あるとは考えにくい。したがって、幕命によって、川越藩が現地の調査にあたったとみるのが至当であろう。さすれば、彼の文書の提出日時も、ペリーが来航した嘉永六(一八五三)年六月三日からほどなくで、しかも翌七月まではずれ込まない時点という推定も成り立ち得ることとなる。

次に、ここで問題となつて「願人」の存否、そしてもしその存在が事実であるとすれば、誰かということである。三浦郡佐野村に居住する河野松之助なる人物の、安政二(一八五五)年一月付の「就御吟味仕上口書」が、当時、大惣代を勤めていた永嶋家に残されている(27)。その一節にこうある(28)。

当七月十七、八日比江戸檜物町清五郎・茅場町平兵衛と申者
兩人私江頼談之筋有之罷越、子細者鎌倉門筋沼間村懸之山
手を掘通シ、船越新田之様ニ通船之仕法追々目論見有之、其
受負仕候内望ニ而茂有之候哉、海辺付村々故障有無承合、大
惣代衆手元江茂懸合申たる趣ニ候得共、思ハ敷兼兼候様子ニ
而、何卒御陣屋詰御重役様江御対面を願度候得共、其手続無
之間、何卒私より庄司殿江申入呉様混相頼候二付、其儀者致
承知

安政二(一八五五)年七月一七、八日頃、江戸の檜物町の清五郎と茅場町の平兵衛の二人が、松之助に次のような相談をもちかけてきた。すなわち、彼らは、運河開削の動きを知り、工事を請け負いたいと願ひ、地元住民から工事の承諾を取り付けるべく、大惣代たちと交渉したが、どうもうまくいかない。陣屋の役人の上層部に働きかけて埒を明けようとも思うが、手蔓がない。どうか、大惣代の永嶋庄司を紹介してくれまいか。そこで、松之助は引き受けた、というのである(29)。

運河開削の許可を求める「願人」は、この清五郎と平兵衛という、この種の土木工事の請負業者である二人の江戸町人である可能性が、ここから読み取れよう。もつとも、他にも同様の動きが、同じ時期か、あるいは別の時期にあったかもしれない。しかし、

いずれにせよ、彼らと大同小異の連中であろう。江戸湾の内海台場の工事がそうであったように、海防を一つの企業機会ととらえ、その受注に血眼となっている工事請負業者——これが「願人」の正体だろう。

地元住民は、清五郎と平兵衛が立ち往生していることでもわかるとおり、この計画に強く反対している。沼間村の願書はこう続いている(30)。

万一御上様御用弁ニモ相立、掘抜願之通御取上ケ御聞濟ニ可相成儀も、乍恐難計、左候得ハ、当村広地筋田畑不残川筋引通ニ相成、左右谷合ハ土揚場所ニ而、田畑大株荒到、当村田畑反別四拾六町程も有之、内六、七町ハ山畑ニ而古来ヨリ猪・鹿多出、是迄年来荒し来候場所相残候哉ニ奉存候、村方之儀ハ東西江廿町余・南北江壹町程ニ而、家数五拾五軒之内五十軒入陰、四ヶ寺程も川筋引通差障ニ可相成奉存、然ル上御田地御取上ケ、其上民家迄も御取上ニ相成候而ハ、百姓一通外渡世無之村柄故、万一掘抜願之通被仰付候上ハ、小前百姓一同、渡世暮方親族妻子養育之手達ニ無之、元来田畑耕作而已ヲ以是迄渡世暮方致来候間、外渡世向無之、此後御田地御取上ケ、尚又民家取方付被仰付候上ハ、以来村方小前共如何之以渡世可致哉、小前一同非至ト心痛仕候間、何卒格別之以御慈悲、小前百姓難渋之段、乍恐御恐察被成下、掘抜出来之儀御見合せ御免除被成下度、乍恐以書付村中小前一同奉願上候、右願之通り御見合被仰付候ハ、広太之御慈悲疊重難有仕合ニ奉存候、以上、

要するに、運河開削のために耕地と家屋を取り上げられたら、農業以外に生業の途がない村民の生活は成り立たなくなる、というわけである。

ここには、この運河開削計画の実現を阻む二つの契機が見出だせるだろう。すなわち、一つは地元住民の生活擁護、「百姓成立」の論理である(31)。もう一つは、河野松之助のような呼応者を地元

住民の中にも有する、企業機会化、富民志向の論理である。前者は計画それ自体に直截立ちはだかるものだが、後者は、一見、計画の推進を介助するかに見えて、その経費を膨脹させて財政面から実現を困難にさせていく。いずれにしても、「皇国」の危機を「四民共力」によって乗り切っていこうとする阿部正弘幕閣の政策理念(32)とはほど遠い実態が、そこにはあると言えよう。

まとめにかえて

ここでは、ペリー来航という土壇場で、それへの幕閣の対策決定において江戸湾封鎖時の物資輸送問題が重要な一因子となっており、そこで江戸湾口を迂回する物資輸送のバイパスが考案され、その一つとして天保改革の際に挫折した運河開削計画が三浦半島横断運河という形で再浮上したことを確認した。

また、この計画の実現を阻む契機として、地元住民の「百姓成立」の論理と、地元住民の中にも呼応者をもつ、企業機会化、富民志向の論理との、二つを検出した。もちろん、その実現の阻止要因は、幕府の財政事情など、その他にも種々考えられるが、右の二つは、阿部正弘幕閣の「四民共力」政策に背馳するという意味で、注目しておかねばなるまい。

(1) 幕府は、天保一一(一八四〇)年、アヘン戦争が勃発する

と、急遽、海防掛を設け、老中の古河藩主土井大炊頭利位と松代藩主真田信濃守幸貫をこれに任じた。佐久間象山は、主君の幸貫に天保一三(一八四二)年一月二十四日付で呈した上書の中で、次のように指摘している(佐藤昌介・植手通有・山口宗之編『渡辺崋山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本佐内』日本思想大系55、岩波書店、一九七二年六月、二六八―二六九頁)。

本邦の近海をも彼国人に委敷測量し、書に著し印刻仕候ものも御座候よし、(中略)本邦の近海不知案内の義とは存じられ不申、其上本邦の漂流人もその国に数年留り居り候へば、その者共より承り候ても、江戸表の天下輻輳の都にて人戸稠密仕、其日用之米穀は必ず諸州より海運仕候事は委敷承知可罷在候へば、万一事に及び候節、江戸海運の要路を断截り候謀略にて、最初に大島にても攻取、右を姑く巢穴と仕、伊豆沖并に相房近辺に数艘の大船を繋げ候事も御座候はゞ、諸国よりの廻米一時に差支、如何様相房之御固め御座候とも致し方有之間敷、只てを束ね候計りにて、日ならずして江戸表の御差支はいふべからず奉存候。

この上書で、象山は、イギリスの来航を想定して論議を展開しているが、ここでは、測量と漂流民からの情報とによつて、イギリスが江戸湾封鎖の「謀略」を行なう可能性があり、その結果、江戸が重大な危機にみまわれかねない、と説いているのである。

- (2) 松本清張『天保凶録』朝日文庫、上、一九九三年二月、四四三〜四四五頁を参照。そこでは、水野忠邦が後藤三右衛門にそうした意図を語るといふ形がとられている。この作品は、『週刊朝日』に一九六二年四月九日号から一九六四年一月二日九日号まで連載されたのが初出で、のち一九六四年六月〜一九六五年七月に三分冊で単行本化されている。

- (3) 藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究——天保期の秩序・軍事・外交』校倉書房、一九八七年九月を参照。

- (4) 相州の海防をめぐる経緯の概観は、拙稿『黒船来航』をどう教えるか(『全歴研紀要』第二四集、一九八八年三月)を参照。

- (5) 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本古文书 幕末外国関係文書』二、東京帝国大学、一九一〇年九月、七四〜

七七頁。以下、『文書』二と省略。

- (6) 同右二五五〜二五九頁。

- (7) 同右七四頁。

- (8) 同右二五六頁。

- (9) 吉田常吉『安政の大獄』吉川弘文館、一九九一年八月、三九〜四二頁を参照。

- (10) 『文書』二、七五〜七六頁。

- (11) 同右二五七頁。

- (12) 同右二五六頁。

- (13) 同右七六頁。

- (14) 作図はすべて香川雄一の手をわずらわせた。記して同氏に謝意を表す。

- (15) ペリー側における開戦の権限ないし意思の有無については、加藤祐三『黒船前後の世界』岩波書店、一九八五年一月(増補版、ちくま学芸文庫、一九九四年五月)を参照。

- (16) セシユの率いるフランス艦隊の琉球・長崎来航とビッドルの率いるアメリカ艦隊の浦賀来航が重なった弘化三(一八四六)年の危機の後、相州の海防は、それまでの川越藩に加えて、彦根藩も担当することになった。その際、川越藩主松平大和守齊典は、現地の家臣に直書を与え、彦根藩を「武功の大神」と評し、無駄な競争をしないよう、以下の如く懇切に戒めている(神奈川県民部県史編纂室編『神奈川県史』資料編10・近世7「海防・開国」、神奈川県、一九七八年三月、一三五〜一三六頁)。

井伊家ハ旧来之家柄と申、殊ニ大身なれハ諸事ニ付彦根を見くらへ、或者物張合之義など致間敷、自然彦根を見競候様なる義有之候而ハ、不勝手之当家なれハ、此上物入多ニ相成候而ハ、逆も取統方難洪可及と存候間、能其品を思ふへし、尤此方之武備武刃を以て、井伊家へ対し決而誇へからず、弓矢之礼儀を厚ふし、唯一筋二我等御

奉公の公辺江相立候様ニと存込、彦根と当家と一和
いたし、夷狄を海岸ニ而防候義肝要と存候

ここには、海防の負担によってますます窮迫の度を増した
川越藩の財政事情とともに、彦根藩が当時どのような見られ
ていたかも垣間見ることができよう。

(17) 『逗子市史』資料編Ⅱ・近世Ⅱ、逗子市、一九八八年三月、
五一五～五一六頁。

(18) 同右五一五頁。

(19) 同右五一五～五一六頁。

(20) (21)・(22) 同右五一六頁。

(23) 弘化・嘉永期の幕府財政については、史料制約のためか、
その研究を欠くが、前後の時期の研究によってその厳しい状
態が推測できる。天保期は大口勇次郎「天保期の幕府財政」
〔お茶の水女子大学人文科学紀要〕第二巻第二号、一九六
九年三月)および「天保期の性格」(岩波講座「日本歴史」
12、岩波書店、一九七六年一月)、文久期は大口勇次郎
「文久期の幕府財政」〔幕末・維新の日本〕年報・近代日本
研究3、山川出版社、一九八一年一月)、元治期は飯島千
秋「元治期の幕府財政」〔横浜商大論集〕第二巻第一号、
一九八八年十二月)、幕末期全体は森田武「幕末期における
幕府の財政・経済政策と幕藩関係」〔歴史学研究〕第四三〇
号、一九七六年三月)を参照。

(24) 前掲『逗子市史』資料編Ⅱ、六一六～六一七頁。

(25) 同右六一六頁。

(26) 同右五一五頁。

(27) 前掲『神奈川県史』資料編10、四四四～四四八頁。

(28) 同右四四六頁。

(29) 河野松之助の一件については、伊東富昭「熊本藩の相州警
衛と河野松之助騒動」〔京浜歴史研究会報〕第一二九号、一九
九五年四月)および同「河野松之助騒動——三浦半島におけ

る村方騒動の一例——」〔萬壽園〕第四号、一九九七年三月)
を参照。

(30) 前掲『逗子市史』資料編Ⅱ、六一六～六一七頁。

(31) 「百姓成立」の論理については、深谷克己「百姓成立」塙
書房、一九九三年四月を参照。

(32) 阿部正弘幕閣の「四民共力」政策については、拙稿「近代
日本における立憲政体導入の歴史的前提」〔北陸学院短期大
学紀要〕第二八号、一九九六年十二月)を参照。